



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
9 月 19 日
第 650 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
道路の供用開始（道路保全課）	1
公金の収納事務の委託（管理課）	1
○ 公 告	
応急入院指定病院の公告（障害福祉課）	2
県営土地改良事業工事完了公告（耕地課）	2
公共測量実施公告（用地事業支援課）	2
公共測量変更公告（用地事業支援課）	3
公共測量終了公告（用地事業支援課）	3
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖北）	3
○ 公安委員会規則	
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	3

告 示

滋賀県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和7年9月19日から令和7年10月3日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
近江八幡守山線	守山市小島町字コノ1445番2地先から 守山市小島町字墓垣ト1788番1地先まで	令和7.9.19	L=108.3m

滋賀県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託した。
令和7年9月19日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 株式会社電算システム
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 分担金、負担金、使用料、手数料、財産売却収入、寄附金、延滞金加算金及び過料等、貸付金元利収入および雑入
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年9月3日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

公 告

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の6第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
セフィロト病院	社会福祉法人青祥会	長浜市寺田町257番地	令和7.10.1 } 令和10.9.30
滋賀八幡病院	公益財団法人青樹会	近江八幡市鷹飼町744	令和7.10.1 } 令和10.9.30

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営鷺尾池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）	令和6年12月19日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 作業の地域 大津市晴嵐二丁目
- 作業の期間 令和7年9月8日から令和7年11月30日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 作業の地域 東近江市小脇町
- 作業の期間 令和7年9月10日から令和7年11月28日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 作業の地域 東近江市五個荘石馬寺町
- 作業の期間 令和7年9月10日から令和7年12月19日まで

公共測量変更公告

令和 7 年 5 月 9 日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 田崎 祥二から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 彦根市鳥居本町～彦根市下矢倉町
- 3 作業の期間
変更前 令和 7 年 4 月 15 日から令和 7 年 10 月 15 日まで
変更後 令和 7 年 4 月 15 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、測量計画機関の長である 滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 草津市青地町、山寺町、栗東市上鉤
- 3 作業の終了日 令和 7 年 8 月 27 日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 16 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 9 月 19 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション Reaf ながはま	長浜市末広町 240－17ワイエフビル20 2 階西	株式会社アスメディア 代表取締役 前川真人	長浜市木之本町木之本 1059 番地 1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 7. 9. 1	2560390375

公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第 18 号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和 53 年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 第 2 項の表国道 8 号米原バイパスの項中「米原市入江字入江 2233 番」を「彦根市佐和山町字通り道 150 番 1」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 9 月 23 日から施行する。

